

令和  
二年  
五條市議会第二回六月定例会会議録(第一号)

令和二年六月一日(月曜日)

議事日程(第一号)

令和二年六月一日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市政の報告と提出議案の説明
- 第四 議第三十九号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第五 発議第七号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 第六 発議第八号 吉田雅範議長に対する議長不信任決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十一名)

一番 伊谷賢司  
二番 養田全康

欠席議員（二名）

説明のための出席者

市長  
副市長  
教育長  
理事  
技監  
市長公室長  
総務部長  
危機管理監

太 檜 堀 南 冠 和 松 石  
田 内 内 内 田 本 田  
好 成 伸 則 雅 剛 成 茂  
紀 吉 起 行 之 明 人 人

三番 五番 六番 七番 八番 九番 十番 十一番 十二番

平 吉 窪 岩 福 山 吉 藤 大  
岡 田 本 塚 口 田 富 谷  
清 佳 耕 雅 美 龍  
司 正 秀 孝 実 司 範 子 雄

四番 牧 野 雅 一

事務局職員出席者

すこやか市民部長	中本賢二
あんしん福祉部長	平田耕一
産業環境部長	井上昭
都市整備部長	井井
教育部長	松井和朗
西吉野支所長	大垣悟
大塔支所長	吉川佳秀
水道局長	東純司
会計管理者	小森比美
秘書課長	西本久雄
企画政策課長	西久美
財政課長	戸野哲
事務局長	馬場雅樹
事務局次長	馬場孝一
事務局係長	坂口和美
事務局係員	窪勇美
速記者	柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、令和二年五條市議会第二回六月定例会を開会いたします。

牧野雅一議員から欠席届が出ております。

本日、令和二年五條市議会第二回六月定例会が招集されたところ、議員各位には、何かと御多用のところ御参集を賜り厚くお礼申し上げます。

本定例会には、一般会計補正予算を始め、多数の重要議案が提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。この際、申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者の席を議員席の前方の席に移動しておりますので、御了承願います。

○議長（吉田雅範）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）改めまして、皆様おはようございます。

本日ここに、令和二年五條市議会第二回定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

平素は市政の発展と市民福祉の向上のため、精力的に活動いただき衷心より敬意を表する次第であります。

この後、市政報告の中でも申し上げますが、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、有効な治療法やワクチンが開発されるまで、ある程度の長期戦を覚悟する必要があると言われております。

こうした中、国におきましては去る五月二十七日、一次補正に続き約三十二兆円に及ぶ感染症拡大に対応する第二次補正予算案が閣議決定されたところであります。

本市におきましても市民の皆様の健康を守り、地域社会を維持するため引き続き感染の拡大防止に努めるとともに、こうした国の動向を踏まえ必要となる事業の具現化など、諸事適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、特別定額給付金につきましては、五月末現在で対象世帯数の約七割となる九千五百五十八件の申請がございまして、現在事務方においてその確認作業を進めておりますが、一日も早く市民の皆様への振込みが行えるよう、先般指定金融機関の南都銀行にも協力を要請したところであります。

さて本定例会において、条例の制定や改正を始め、認定こども園建設工事の請負契約締結など重要案件を提出しておりますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、時節柄体調管理に留意されるようお願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（馬場雅樹）命により、私から御報告を申し上げます。

まず、「近畿市議会議長会」でございます。

去る、四月十七日に京都市におきまして、第八十五回定期総会前理事会並びに第八十五回近畿市議会議長会定期総会が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面決議にて審議することとなりました。

初めに、令和元年度の会務報告及び平成三十年度決算報告並びに令和元年度出納検査報告の承認。

次に、議案審議につきましては、兵庫県及び滋賀県支部からの提出議案二件及び会長提出議案の令和二年度近畿市議会議長会会計予算案を、原案のとおり可決。

次に、令和二年度役員員の選任につきましては、会長に京都府向日市、副会長に京都府八幡市。

各府県支部選出の支部長に、大阪府泉佐野市、兵庫県伊丹市、和歌山県和歌山市、滋賀県大津市、奈良県御所市、京都府亀岡市。理事には奈良県大和高田市を始め十七市。

監事には、大阪府阪南市と兵庫県高砂市の各議長の選任をそれぞれ承認。

相談役に、大阪府大阪市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、京都府京都市の各議長への委嘱を承認。

また、全国市議会議長会議員共済会の理事に大阪府池田市。

代議員には、奈良県大和高田市、大和郡山市を始め十九市の各議長をそれぞれ承認する書面決議となりました。

次に、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、監査委員から、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の二月分から四月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

なお、会議資料及び監査資料等につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻御清覧いただきたいと思います。以上を御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）以上で諸般の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）この際、御報告申し上げます。

先の令和二年五條市議会第一回三月定例会以降の休会中、会議規則第六十七条第一項ただし書きの規定により、議員の派遣を決定しておりますが、詳細につきましては、お手元に配布いたしておりますので、御了承願います。また、報告書につきましては、事務局で保管しておりますので、後刻御清覧願います。

○議長（吉田雅範）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

七番	岩	本	孝	議員
八番	福	塚	実	議員
九番	山	口	耕	議員

以上、三名の方をお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る五月二十五日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり、本日から十九日までの十九日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて会期は本日から十九日までの十九日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げましたとおりであります。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、市政の報告と提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）それでは令和二年五條市議会第二回定例会の開会に当たり、市政の概要について御報告申し上げ、議会を始め市民各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

なお、本年三月以降については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、多くの事務事業について延期もしくは中止といたしておりますので、簡略な御報告とさせていただきます。御理解を賜りたいと存じます。

最初に、新型コロナウイルス感染症に対する対応について申し上げます。

まず、感染症対策本部の取組についてであります。

去る、一月二十九日、奈良県内において初の感染事案が報告されたことを受け、速やかに市感染症対策本部を設置したところでありますが、四月七日に発出された緊急事態宣言を受け、同日付けをもって新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部へと移行いたしました。移行後の対策本部では、感染症対策についての国並びに県の基本的な対処方針を踏まえ、総合防災訓練や吉野川祭りなど、主要な市の事業の中止や、延期の判断を始め、公共施設の利用制限の決定などを行っております。

さらに、防災行政無線や市のホームページなどを通じ、市民の皆様へ予防対策の御理解と御協力をお願いしたところであります。

また、五月十四日には、東京都や大阪府などの八都道府県を除いて、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、同月二十五日より、市内の

小・中学校では授業を再開いたしました。シダーアリーナなど屋内公共施設については、一部を除き同月三十一日まで利用制限を継続することといたしました。

次に、感染症対策事業についてであります。

五月一日に招集いたしました第二回臨時会において、市民の皆様お一人当たり十万円をお届けする特別定額給付金など、総額で約三十億四千九百万円の事業実施に係る補正予算の御議決をいただきました。

なお、特別定額給付金の事務の進捗状況であります。オンライン申請分については既に振込みを開始しており、郵送申請分につきましても申請書の送付を完了いたしております。

市といたしましては、出来る限り早く市民の皆様のお手元にお届けできるよう関係事務を進めてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

また、同月十九日に招集いたしました第三回臨時会においては、給食費や水道基本料金の免除など、総額で二億一千五百五十万円の事業実施に係る補正予算について同様に御議決をいただいたところであります。

当該各種事業については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て支援に力点を置いた内容といたしておりますが、いずれにつきましても、可能な限り速やかに実施してまいりたいと考えております。

次に、寄贈品等の活用についてであります。

今般の感染症対策に対し、多くの皆様からマスク等を御寄贈いただいておりますことに対し、衷心よりお礼を申し上げます。

寄贈いただきましたマスクにつきましては、市内の小・中学校や福祉関係施設などへ配布するとともに、妊婦や高齢者の方々には郵送により御自宅等へお届けしております。

また、ふるさと納税に新たに「ふるさと五條市応援プロジェクト」を追加し、市の内外を問わず広く御寄附を募っておりますが、お寄せいただいた御寄附につきましては、真心のこもった貴重な財源として、本市の感染症対策事業に活用させていただきたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の終息については見通しが難しく、当面は厳しい状況が続くものと予想されますが、改めて「感謝」という言葉を市職員と共有したいと考えております。

外出の自粛など、長期間にわたって感染拡大防止のため御協力いただいております市民の皆様、また、国民の命を守るため、昼夜を問わず



頑張っていたいております医療関係者の皆様、さらに、ふるさと五條市を思い、温かい御寄附をお寄せいただいた皆様など、本当に感謝の念に堪えないところであります。

本市といたしましては、市民の皆様の暮らしを守り、地域社会を維持する責任を果たしていくため、感謝の気持ちを忘れることなく、全庁一丸となつてこの難局を乗り越えてまいりたいと考えておりますので、各位には一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する対応については以上であります。

続きまして、花咲寮建設事業についてであります。

平成三十一年四月から進めてまいりました花咲寮建設工事が先般完了し、五月二十日から開所いたしております。

当該建設工事に御協力いただきました地権者様を始め、地元自治会や庁外検討委員会の皆様など、関係各位に厚くお礼申し上げますとともに、今後は入所者の快適な暮らしを確保しながら、地域社会に貢献する施設として運営を行ってまいります。

続きまして、新庁舎建設事業についてであります。

現在、本館棟の免震装置を設置いたしておりますが、建屋の基礎工事は、概ね完了いたしております。

今後は、上部躯体の施工に着手するなど、所定の工程に従い、事業の進捗を図ってまいります。

続きまして、学校適正化についてであります。

五條市学校適正化基本計画の第一段階として、去る四月六日、旧五條中学校、旧野原中学校、旧西吉野中学校が統合し五條中学校として、また、旧阿太小学校、旧宇智小学校が統合し、五條東小学校として開校いたしました。

今後は、第二段階の統合に向け、学校統合協議会における協議を継続するとともに、新たな学校として利用する校舎の改修を行うなど、当該計画の具体化に取り組んでまいります。

続きまして、幼保一体化の推進についてであります。

現在、認定こども園整備事業については、園名募集や制服の決定に向けたアンケート調査を実施するなど開園に向けた準備を行うとともに、(仮称)五條A認定こども園の入札業務が終了したことから、工事請負契約の締結を行うため、本議会に関係議案を提出いたしております。

市政の報告は以上であります。

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第十一号 令和元年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告並びに報第十二号 令和元年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告につきましては、それぞれの決算書及び事業報告書が提出されましたので、地方自治法第二百四十三条の第三項の規定に基づき報告するものであります。

次に、報第十三号 令和元年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び報第十四号 令和元年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告並びに報第十五号 令和元年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、関係法令の規定に基づき報告するものであります。

次に、議第三十七号 五條市人権が尊重されるまちづくり条例の制定につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い条例の制定が必要となったため、本条例を制定するものであります。

次に、議第三十八号 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正につきましては、一般不妊治療・不育治療費の助成に関する事務について新たに市町村間の情報連携を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第三十九号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、外出自粛や休業要請によって深刻な影響がある市内の状況に鑑み、市長、副市長及び教育長の期末手当を減額するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十号 五條市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴う新型コロナウイルス感染症対策に係る規定の整備を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第四十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の利用に関する法律等の一部を改正する法律による、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十二号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十三号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る介護保険料の減免規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第四十四号 令和二年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ七千二百四十九万九千円を追加し、総額二百五十四億三千五百三十七万一千円とする予算の補正で、主な内容といたしましては、道路維持費として四千六百万円、教育振興費として二千二百五十六万七千円等の追加であり、財源につきましては、国庫支出金、繰入金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第四十五号 工事請負契約の締結につきましては、（仮称）五條A認定こども園建設工事を、先日、総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札で実施しましたところ、税抜き七億五千七百万円で、田原・キタムラ特定建設工事共同企業体が落札し、その工事の請負契約を締結するものであります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。

○議長（吉田雅範）市政の報告と提出議案の説明が終わりました。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）議第三十九号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第三十九号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十六ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業要請によって深刻な影響がある市内の状況を踏まえ、市長、副市長及び教育長に支給する令和二年六月期の期末手当について、二分の一に相当する額を減額するため、関係条例の改正を行うものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十七ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、改正条例の本則第一条は、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございまして、当該条例の附則第十四項の次に、令和二年六月に市長及び副市長に支給する期末手当の額は、本来支給すべき期末手当の額に、一〇〇分の五〇を乗じて得た額を減じた額とする旨の規定を加えるものでございます。

次に、改正条例の本則第二条は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございまして、当該条例の附則第四項の次に、令和二年六月に教育長に支給する期末手当の額は、本来支給すべき期末手当の額に、一〇〇分の五〇を乗じて得た額を減じた額とする旨の規定を加えるものでございます。

次に、改正条例の附則では、当該改正条例の施行については公布日施行とし、支給基準日の令和二年六月一日から適用する旨を定めております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第五、発議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹） 発議第七号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、提出します。

令和二年六月一日提出

提出者 五條市議会議会改革特別委員会委員長 藤 富 美恵子

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。議会改革特別委員会、藤富美恵子委員長。

〔議会改革特別委員長 藤富美恵子登壇〕

○議会改革特別委員長（藤富美恵子） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程いただきました発議第七号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルスの感染拡大による、外出自粛や休業要請等による市内状況を踏まえ、議長、副議長及び議員の期末手当の抑制を図るため、条例を一部改正するものであります。

それでは改正内容について申し上げます。

附則を加えるものであり、具体的には、附則第二十項におきまして、令和二年六月に議長、副議長及び議員に支給する期末手当の額は、支給すべき期末手当の額に、一〇〇分の三〇を乗じて得た額を減じた額と規定するものであります。

なお、施行期日は公布の日とし、令和二年六月一日から適用するものとしております。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。議員各位にはよろしく御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）発議第八号につきましては、私事で議員の皆様には大変御迷惑をおかけいたしましたので、この場をお借りいたしまして謝罪申し上げます。心からすみません。申し訳ございませんでした。

○議長（吉田雅範）議事の都合により副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（養田全康）議長の職務を行いますので、御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（養田全康）日程第六、発議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（馬場雅樹）発議第八号 吉田雅範議長に対する議長不信任決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和二年六月一日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 福塚 実

○副議長（養田全康） 地方自治法第一百七十七条の規定により、吉田雅範議員の退場を求めます。

〔吉田雅範議員退場〕

○副議長（養田全康） 提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会、福塚 実委員長。

〔議会運営委員長 福塚 実登壇〕

○議会運営委員長（福塚 実） 副議長から発言の許可をいただきましたので、吉田雅範議長に対する議長不信任決議について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

吉田雅範議長に対する議長不信任決議（案）

議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するものである。

吉田雅範議長は、去る四月中旬に誤った内容や、政党名、議員名を出し批判した文章をLINEで複数の市民に送信した。このことは、五月十九日に行われた議員全員協議会で本人が認め謝罪したが、その際、他の議員より、吉田雅範議長に対し、SNS（タイムライン）に不確定の記事を掲載していることや、公職選挙法に違反するような事案の発言があった。

多くの市民が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、行動を自粛しているとき、また、市議会議員が逮捕され綱紀粛正に努めていかなければならないときに、吉田雅範議長は、百条委員会設置について自身の正当性を示すために、他議員を誹謗中傷したものであり、到底、吉田雅範議長の行いは看過できるものではない。

議長は、公平、公正、中立に議会を運営し、また議会を代表すべきであるにもかかわらず、吉田雅範議員は議長としての資質が著しく欠けていると言わざるを得ない。

よって、五條市議会は、吉田雅範議長を信任しない。

以上、決議する。

令和二年六月一日

五條市議会

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

ありがとうございます。

○副議長（養田全康）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（養田全康）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、平岡清司議員の発言を許します。（「三番」の声あり）三番平岡清司議員。

〔三番 平岡清司登壇〕

○三番（平岡清司）副議長より発言の許可をいただきましたので発議第八号 吉田雅範議長に対する不信任案に賛成の立場から討論させていただきます。

去る四月中旬に吉田雅範議長が入ったグループラインにおいて、次のようなメッセージが発信されました。「逮捕された。逮捕された。面白そうに言っています。幾ら逮捕されても今は容疑者。昼も市長が決裁したんやろ。監査したのもイワ、イワと養田やろ、今になって九十八条、百条と、狂ったように公明党、共産党、平岡がしこっているわ。平岡も野原の畳屋に入札に参加してくれと言っているのに。警察が入って逮捕したから、警察に任しとけば良いのに、百条、百条としこっています。」との内容は、市長より第三回臨時会議会運営委員会で指摘されたものです。

このことにより、去る五月十九日に議員全員協議会が開催され、吉田雅範議長本人より、自分の発信した文章であることを認め、謝罪の後、弁明もなく退席しました。本人より、どのような経緯で発信されたのかを、退席している吉田雅範議長に養田全康副議長より尋ねていただくと、「弁護士に相談してあるので、皆さんにこれ以上申し上げることはない。」との返答でありました。



全く誠意のない対応であると申し上げたい。

次に発信した内容についてです。

どの議員も牧野雅一議員が逮捕されたと面白そうに言っておりません。監査したのは、前期の議員と岩本 孝議員です。牧野雅一議員は、官製談合防止法違反の容疑で二度逮捕されており、今は容疑者であるとの表現は、いかにも罪がないような言い回しとなっています。

百条委員会は、こうした不正をただし、市民の血税がどのようにして使われたのかを調べるためのものです。

狂ったように公明党、共産党と党名を出すことは、公党を批判しているものであって、自由民主党所属の議員が発するべきではないと考えます。

私のことについても、地元の畳屋さんのことについては、三度にわたり、公の場で説明をしているにもかかわらず、ここで持ち出してくるのは、いかにも不正をしているような誹謗中傷に当たり、悪意が感じ取れます。

このことで、先日、山口議員と私が弁護士に相談に行ったところ、弁護士は「官製談合事件に関わっているかのような書き方をしています。社会的評価を下げるような、事実ではないことを呼びかける内容を、グループラインで送信し、その数は限られているが、不特定多数に広がっていく可能性がありますので、名誉棄損の対象となるでしょう。」との見解でありました。

第一回臨時会での百条委員会設置を求める議案採決では、議長採決で否決となりました。吉田雅範議長は、このメッセージにあるとおり「警察に任せておけばよい」との判断で否決に回ったことが明らかになり、自身が百条委員会設置を反対した言い訳であり、自身の正当性を示すために今回の発信になったと考えます。

また、九十八条特別委員会の報告を行ったのは、三月定例会初日の三月二日であり、この時点で当該委員会は終結したことになり、日程の外れであり、狂ったようにとは、当該委員会の委員を誹謗したことにもなると考えます。

牧野雅一議員が逮捕された翌日の四月八日、新聞報道には、吉田雅範議長として「市民の信頼を回復できるような気を引き締める。」との談話が掲載されていました。

このメッセージを見る限り、気を引き締めた内容ではありません。

次に、同日の議員全員協議会で、吉田雅範議長に対して、次のような指摘がありました。

一、タイムラインにおいて、「令和二年五條市議会第二回臨時会、開催された。補正可決しました。市議会議員の夏のボーナス三〇%カット

ト、視察研修費、全額返金、全会一致で決まりました。十万円は五月中に支払われます。」と令和二年五月二日十九時に発信しています。臨時会での補正予算可決は事実ですが、ほかの内容は全く不確定の記事を掲載しています。

二、平成二十九年九月二十九日と平成二十九年十月十一日の二度にわたり、五條市選挙管理委員会委員長より、「政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板について」是正するよう各候補者に届いているにもかかわらず、数年前より吉田雅範議長の後援会連絡所看板は規定枚数が十二枚であるにもかかわらず十六枚に及ぶ枚数を掲示しているとの指摘の発言がありました。

このことは、公職選挙法に抵触する行為であり、全く五條市議会の代表とは言えない言動です。

今、新型コロナウイルス感染症防止で多くの方が自粛しているときに、同僚議員が逮捕され、綱紀粛正を図っていかなくてはならない時期に、こうした不信任決議案の審議をすることは、誠にさききに堪えません。

しかし、このように議会を混乱に導いたのは吉田雅範議長であります。

議長は、議会の秩序を保持し、議会の事務を統理すべきものであります。吉田雅範議長は、議長としての資質を欠いていると判断します。また、議長の諮問機関である、議会運営委員会より議長不信任案が提出されていることを真摯に受けとめ、即刻辞任するべきであると考え、吉田雅範議長不信任案に対しての賛成討論といたします。

議員各位には、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○副議長（養田全康）静粛に願います。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件につきまして決議案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（養田全康）静粛に願います。

起立多数であります。

よって本件は決議案のとおり可決されました。

吉田雅範議長の入場を許可します。

〔吉田雅範議員入場〕

○副議長（養田全康）吉田雅範議長に申し上げます。

議長不信任決議につきましては可決されました。

以上で私の職務は終了いたしました。

議長と交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（吉田雅範）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。（議場に声あり）

あす二日から七日まで休会とし、（議場に声あり）次回八日午前十時に再開して、（議場に声あり）一般質問を行います。（議場に声あり）

なお、一般質問をされる議員は、（議場に声あり）あす二日の正午までに、（議場に声あり）所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、（議場に声あり）議長まで提出願います。

本日は、これもちまして、散会いたします。

午前十時四十九分散会

